徳島市 eco リーダー会会則

（名称）
第１条　本会は、「徳島市 eco リーダー会」（以下「本会」という。）と称する。

（事務所）
第２条　本会は、事務所を徳島市庄町四丁目２６番地の３（代表者宅）に置く。

（目的）
第３条　本会は、環境保全活動およびその啓発につとめ、地域の環境の保全並びにまちづくりに貢献することを目的とする。

（活動）
第４条　本会は、前条の目的を達成するため、次の活動をおこなう。
(1) 自己研鑽を図り、市民への環境啓発に努める。
(2) 地域の環境保全活動に指導者として積極的に関わる。
(3) 他の環境団体と連携する。
(4) 環境に関する講座やイベント等に協力する。

（会員）
第５条　本会の会員は、正会員と賛助会員からなる。
２　正会員は、第３条の目的に賛同し、本会の運営及び活動に積極的に参加する個人とする。
３　賛助会員とは、第３条の目的に賛同し本会の活動を援助する個人及び団体とする。
４　会員として入会する時は、代表が別に定める入会申込書により、代表に申し込むものとする。
５　会費を１年間未納したものは、退会とみなす。

（役員）
第６条　本会には、次の役員並びに事務局を置く。
(1) 代　表　　１　名
(2) 副代表　　２　名
(3) 理　事　　若干名
(4) 会　計　　２　名
(5) 事務局　　若干名
(6) 監　事　　２　名

（役員の任務）
第７条　代表は、本会を代表し、本会の業務を総括する。
２　副代表は、代表を補佐し、代表不在の時はその職務を代理する。
３　理事は、役員会を構成し、本会の事業を執行する。
４　監事は、当会の会計を監査する。

（役員の任期）
第８条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

（会議）
第９条　会議は次の通りおこなう。
(1)　総会は毎年１回、代表が招集する。また、必要に応じて臨時総会を開催することができる。
(2)　役員会は随時開催する。
(3)　定例会は毎月１回開催する。
(4)　代表は会議の議長となり、議事を統括する。

（総会）
第１０条　総会は次の事項について議決する。
(1)　会則に関すること。
(2)　代表、副代表に関すること。
(3)　活動計画、活動報告に関すること。
(4)　予算及び決算に関すること。
(5)　その他、本会の運営に関すること。

（役員会）
第１１条　役員会は、代表が招集する。
２　役員会は、代表、副代表、理事、会計、事務局で構成する。
３　役員会は、本会の事業活動を審議し決定する。

（定例会）
第１２条　定例会は、代表が招集する。
２　定例会は、会員の情報交換等をする。
３　定例会は、役員会で決定した事業活動の具体的な実施計画を話し合う。

（役員会の専決）
第１３条　代表は、役員会をやむをえず招集できない場合は、議決すべき事項を専決することができる。
２　代表は、前項の規定により専決した場合は、これを次の役員会において報告し、その承認を得なければならない。

（会計）
第１４条　本会の経費は、会費、補助金、寄付金、その他の収入を持って充てる。
２　正会員の年会費は、年間１，０００円とする（ボランティア活動保険費を含む)。
３　賛助会員の年会費は、１口以上（１口　１，０００円）とする。
４　本会の会計年度は、毎年４月１日から翌年３月末日までの間とする。

（補則）
この会則に定めるもののほか本会の運営に必要な事項は、役員会で定める。

付則
１　この会則は、平成２０年３月１８日から施行する。
２　この会則は、平成２１年４月２８日から施行する。
３　この会則は、平成３０年５月２７日から施行する。